# 事業所・企業の皆さんへ **令和3年経済センサスー活動調査の** 回答はお済みですか?

「令和3年経済センサス一活動調査」にご回答いただき、誠にありがとうございました。調査の結果は、行政施策での利用のみならず、民間における経営の資料として活用されます。



### まだ回答がお済みでない場合は、至急ご回答をお願いします。



- ●調査票の内容について、統計調査指導員またはまちづくり課職員から問い合わせをすることがあります。ご協力お願いします。
- ●調査票に回答していただいた内容は、統計作成の目的以外(例えば徴税資料など)には絶対に使用しません。安心してご回答ください。
  - 問まちづくり課 まちづくり政策係 ☎932-1111 (代) FAX933-7512 (代)

## 身体障がい者巡回相談のお知らせ

身体障がい(肢体不自由)のある方を対象に、義肢・装具の交付・修理などの相談に応じ、要否判定・処方を行います。

### 巛回相談

### ▶日時

8月18日(水) 10時(要予約)

#### ▶受付時間

9時30分~11時30分 12時30分~14時 ※予約が少なかった場合は、午前中のみの開催、または中止になることがあります。

### ▶場所

うみハピネス

### ▶必要なもの

①前回交付(修理)を受けた補装具 ②印鑑

③身体障害者手帳

※ご本人が来場ください。

※交付・修理の決定を受けた方は、町で行われる 11月5日(金)の適合判定を受ける必要があります。

### 害者手帳交付申請用の診断書作成は行 いません。

▶その他

▶予約期限・方法 7月21日(水)までに次の問い合わせ先へ 電話

電動車いす・座位保持装置・重度障害

者用意思伝達装置の要否判定、身体障

問 健康福祉課 障がい・福祉係 ☎934-2278 FAX933-7512 (代)





宇美町からのお知らせ



### 野焼きの苦情が多発しています

最近、近所で家庭ごみや雑草などを燃やして「窓が開けられない」「洗濯物に臭いがついて困る」「気管支が弱い子供がいるのに」「灰が飛んでくる」などの苦情が多く寄せられています。

野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃掃法」)で、一部の例外を除き禁止されており、違反した場合には

### 5年以下の懲役もしくは1.000万円以下の罰金またはこの併科

という厳しい罰則が設けられています。

また、例外的に認められる場合でも、近隣住民から苦情が寄せられた場合は、焼却を中止していただくこともあります。風向きや時間帯、量など周囲への環境に十分配慮してください。

### 野焼きの例外

廃掃法第16条の2第3号、同施行令第14条	具体的な事例
国または地方公共団体が施設管理を行うため必要なもの	河川敷の草焼き、道路側(のり面)の草焼き
震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために 必要なもの	災害時の応急対策、火災予防訓練
風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要なもの	正月の「しめ縄、門松など」を焚く「どんと焼き」などの行事
農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われるもの	焼き畑、あぜの草および下枝の焼却など
たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの	たき火、キャンプファイヤーなど

問 環境農林課 環境衛生係 ☎932-1111 (代) FAX933-7512 (代)



## 粕屋署管内で多発 介護保険料の還付金詐欺などに注意

昨年に比べ、還付金詐欺の被害が急増しています。少しでも怪しいと思ったら、ひとりで判断せずに必ず誰かに相談しましょう。

### ▶福岡県内の発生状況

昨年4月 0件(アポ電0件)





### ▼電話での還付金詐欺の一例

<u>(1)</u>

2

3

4



### !!「料金払込」は、お金を「振込む」項目!!

問 危機管理課 防災防犯係 ☎933-5500 FAX934-2275 粕屋警察署 生活安全課 ☎939-0110